河北町空き家片付け支援事業費補助金交付規程

（趣旨）

第１条　この規程は、河北町空き家バンク制度実施要綱（平成２６年告示第４８号。以下「要綱」という。）に定める空き家バンクの利用を促進し、空き家の有効活用及び本町への移住定住の促進を図るため、空き家の家財道具等を処分する経費に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成９年規則第１４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　空き家　要綱第４条第３項の規定により空き家バンクへの登録を完了した物件をいう。

⑵　所有者等　要綱第２条第１項第２号に規定する所有者等をいう。

⑶　家財道具等　空き家に使用されず放置された電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他家財道具をいい、併用住宅においては居住の用に供されていたものに限る。

⑷　空き家バンク　要綱第２条第１項第３号に規定する空き家バンクをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　空き家の所有者等である者

⑵　規則第６条の２第１項第１号から第３号に該当しない者

⑶　河北町の町税の滞納がない者

⑷　この補助金に係る経費に関して、国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が自ら又は事業者に委託して行う次に掲げる作業とする。

⑴　家財道具等の搬出及び処分

⑵　空き家の清掃

⑶　前２号に掲げるもののほか、町長が適当と認める事項

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、補助対象事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の２分の１以内の額とし、５万円を限度とする。

２　前項に規定する補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

３　補助金は、登録物件１件につき、１回限り交付するものとする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、河北町空き家片付け支援事業費補助金交付申請書（兼）同意書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

⑴　補助対象経費に係る見積書又は金額がわかる書類の写し

⑵　補助対象事業に係る補助対象物件の現況写真

⑶　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　申請者は、補助金の交付決定を受ける前に補助対象事業を実施してはならない。

（補助対象事業の変更）

第８条　規則第６条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第７条第１項の規定により町長の承認を受けようとするときは、河北町空き家片付け事業費補助金変更交付承認申請書（様式第２号）に、前条各号のうち変更内容に関する書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、変更内容が、補助金交付決定額の２割以内の減額となるものを除く。

２　町長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、河北町空き家片付け支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第３号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後１月以内又は交付決定に係る年度の３月末日のいずれか早い日までに河北町空き家片付

け支援事業費実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴　補助対象経費に係る領収証の写し

⑵　補助対象事業が完了した後の状況が分かる写真

⑶　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の実績報告書の提出があったときは、必要に応じて補助事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（補助金の請求及び交付）

第１０条　補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、河北町空き家片付け支援事業費補助金請求書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者の指定する口座に補助金を振込むものとする。

（補助金の返還）

第１１条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

⑴　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適当と認めるとき。

（補則）

第１２条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

河北町長　　様

申請者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

河北町空き家片付け支援事業費補助金交付申請書（兼）同意書

河北町空き家片付け支援事業費補助金交付規程第７条の規定により、河北町空き家片付け支援事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、私は、申請者の町税に係る滞納状況について河北町が調査及び確認することについて同意します。

記

１　交付申請額　　金　　円

２　河北町空き家バンク登録番号　　第　　号

３　登録物件の所在地　　

４　添付書類

⑴ 補助対象経費に係る見積書又は金額がわかる書類の写し

⑵ 補助対象事業に係る補助対象物件の現況写真

⑶ その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第８条関係）

年　　月　　日

河北町長　　様

申請者　住　所
氏　名

河北町空き家片付け支援事業費補助金変更交付承認申請書

年　　月　　日付指令第　　号をもって交付決定の通知のあった河北町空き家片付け支援事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、河北町空き家片付け支援事業費補助金交付規程第８条の規定により、承認されたく申請します。

記

１　変更の理由

（金　　円）

２　補助金の申請額　　金　　円

３　添付書類

⑴ 変更後の補助対象経費に係る見積書又は金額がわかる書類の写し

⑵ 変更後の補助対象事業に係る補助対象物件の現況写真

⑶ その他町長が必要と認める書類

（注）２については、変更前と変更後が比較できるよう、変更前を上段に括弧書きで記入し、変更後を下段に記載すること。

様式第３号（第８条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

河北町長　　印

河北町空き家片付け支援事業費補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付で変更承認申請ありました河北町空き家片付け支援事業費補助金について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

補助金交付決定額　　金　　円

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

河北町長　　様

申請者　住　所
氏　名

河北町空き家片付け支援事業費補助金実績報告書

年　　月　　日付け指令第　　号をもって交付の決定の通知のあった標記補助金について、河北町空き家片付け支援事業費補助金交付規程第９条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円

２　添付書類

⑴ 補助対象経費に係る領収証の写し

⑵ 補助対象事業が完了した後の状況が分かる写真

⑶ その他町長が必要と認める書類

様式第５号（第１０条関係）

年　　月　　日

河北町長　　様

請求者　住　所

氏　名　　㊞

河北町空き家片付け支援事業費補助金請求書

年　　月　　日付指令第　　号をもって交付の決定の通知があった河北町空き家片付け支援事業費補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

１　補助金の額　　金　　円

２　補助金の振込先

金融機関名		銀行 金庫 組合	支店名		本店・支店 本所・支所 出張所				
預金種別	普通　・　当座 ※○をつけてください	口座番号 ※右詰め							
（フリガナ） 口座名義人									